



目次

規 則	ページ
◎大麻取締法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則	4

規 則

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月13日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第44号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則（平成9年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県大麻取締法施行細則

第1条中「という。）に」を「という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に」に改める。

第2条の見出し中「提出」を「提出部数」に改める。

第3条の見出し中「申請」を「申請手続」に改め、同条第1項中「相当と」を「相当であると」に、「申請書の診断書の欄への記載」を「省令第2条第2項第1号の規定による診断書の添付」に改め、同条第2項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同条第3項中「第2条第3号」を「第2条第2項第2号」に、「記載しなければ」を「添付しなければ」に改め、「申請書とは別の書面に記載し」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第4条の見出し中「届出等」を「届出手続等」に改め、同条第1項中「第7条第1項の規定による」を「第7条第1項の」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所	大麻取扱者免許申請書	年 月 日
高知県知事 様		
申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 ◎ (法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名) 生年月日 電話番号		
大麻取締法第5条第1項の規定により大麻取扱者の免許を受けたいので、次のとおり申請します。		
免許の種類	大麻栽培者 ・ 大麻研究者	栽培の目的 繊維採取 ・ 種子採取 自家消費 ・ 販売
栽培地の数	箇所	栽培地の面積 アール
栽培地の位置		
免許の欠格条件	1 麻薬、大麻又はあへんの中毒者であることの有無	有 ・ 無
	2 禁錮以上の刑に処せられたことの有無	有 ・ 無
	3 未成年者であることの有無	有 ・ 無
	4 精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力の有無	有 ・ 無

- 注 1 栽培地の位置を示す地図及び栽培目的を詳細に記載した書面を添えてください。
- 2 大麻研究者にあつては、高知県大麻取締法施行細則第3条第2項に規定する研究目的を記載した書面を別に作成し、大麻取締法施行規則第2条第2項第2号に掲げる履歴書とともに添えてください。
- 3 「免許の欠格条件」欄の1及び4については、免許を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る大麻取締法施行規則第2条第2項第1号に掲げる医師の診断書を添えてください。
- 4 法人にあつては、大麻の研究に従事する者全てについて、高知県大麻取締法施行規則第3条第3項に規定する履歴書を添えてください。
- 5 法人にあつては、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写しを添えてください。
- 6 1から5までの書類のほか、知事が必要があると認める書類を添えてください。

栽培の状況（室内栽培、ハウス栽培、プランタ栽培等の場合）

第2号様式（第4条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所		大麻取扱者名簿登録事項変更届	
		年 月 日	
高知県知事 様			
届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名) 電話番号			
大麻取扱者名簿の登録事項に変更を生じたので、大麻取締法第10条第5項の規定により次のとおり届け出ます。			
免許の種類	大麻栽培者 ・ 大麻研究者	登録年月日	年 月 日
		登録番号	第 号
変更事項			
変更前の内容			
変更後の内容			
変更の事由及び変更年月日			
備考			

注 次の書類を添えてください。

- (1) 大麻取扱者免許証
- (2) 氏名又は名称に変更を生じたときは、その事実を証明する書面
- (3) 栽培地の数、位置又は面積に変更を生じたときは、栽培地の位置を示す地図及び栽培の状況を示す図面
- (4) 研究目的に変更を生じたときは、高知県大麻取締法施行細則第3条第2項に規定する研究目的を記載した書面

別記第4号様式中
「大麻取扱者免許取消申請書」
を
「大麻取扱者免許取消し申請書」
に改める。

別記第6号様式注2中「による届出」を「に基づく大麻取扱者
免許の取消し」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第5条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所		大麻取扱者免許証再交付申請書	
		年 月 日	
高知県知事 様			
申請者 住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 ㊟ （法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名） 電話番号			
大麻取扱者免許証を毀損（亡失）しましたので、大麻取締法第10条第6項の規定により次のとおり大麻取扱者免許証の再交付を申請します。			
免許の種類	大麻栽培者・大麻研究者	登録年月日	年 月 日
		登録番号	第 号
栽培地の位置			
再交付申請の事由及びその発生年月日			
備考			

注 大麻取扱者免許証を毀損した場合は、その大麻取扱者免許証を添えてください。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

~~~~~  
高知県介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

高知県知事 濱田 省司

## 高知県規則第45号

## 高知県介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則

高知県介護支援専門員の登録等に関する規則（平成18年高知県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

介護保険法（抜粋）  
（介護支援専門員の登録）

**第69条の2** 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- (1) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (5) 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (6) 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (7) 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

2 略

介護保険法施行規則（抜粋）

（法第69条の2第1項第1号の厚生労働省令で定める者）

**第113条の5の2** 法第69条の2第1項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記第2号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

介護保険法（抜粋）  
（介護支援専門員の登録）

**第69条の2** 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- (1) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (5) 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (6) 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (7) 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

2 略

介護保険法施行規則（抜粋）  
（法第69条の2第1項第1号の厚生労働省令で定める者）

**第113条の5の2** 法第69条の2第1項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記第7号様式を次のように改める。

**第7号様式**（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名 ⑩  
続柄  
電話番号

介護支援専門員死亡等届出書

次の理由により介護支援専門員の登録を受けている者が介護保険法第69条の5各号に掲げる場合に該当することとなりましたので、同条及び介護保険法施行規則第113条の13の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フリガナ    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 氏名      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 生年月日    | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 登録番号    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 届出の理由   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護支援専門員の登録を受けている者が死亡したため</li> <li>2 介護支援専門員の登録を受けている者が精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったため</li> <li>3 介護支援専門員の登録を受けている者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっているため</li> <li>4 介護支援専門員の登録を受けている者が介護保険法等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっているため</li> </ol>                                                                                                      |
| 添付書類    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在交付を受けている介護支援専門員証（介護支援専門員証の交付を受けていない場合は、介護支援専門員登録証明書の原本若しくは写し又は介護支援専門員の登録をした都道府県知事の登録通知書の原本若しくは写し）</li> <li>2 介護支援専門員の登録を受けている者が介護保険法第69条の5各号に掲げる場合に該当することとなったことを証する次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「届出の理由」欄の1に該当する場合は、介護支援専門員の登録を受けている者に係る戸籍抄本</li> <li>(2) 「届出の理由」欄の2に該当する場合は、本人又は第三者が作成した理由書、医師の診断書等</li> <li>(3) 「届出の理由」欄の3又は4に該当する場合は、判決の確定証明等</li> </ol> </li> </ol> |
| その他参考事項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

- 注 1 「登録番号」欄は、現在交付を受けている介護支援専門員証又は介護支援専門員登録証明書若しくは介護支援専門員の登録をした都道府県知事の登録通知書に記載されている登録番号を記入してください。
- 2 「届出の理由」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 3 介護保険法第69条の5各号に掲げる場合に該当することとなった日（介護支援専門員の登録を受けている者が死亡した場合は、その事実を知った日）から30日以内に届け出てください。

**附 則**

この規則は、令和元年12月14日から施行する。